

口座番号	009707	加入者名	312518	金額	千	百	十	万	千	百	十	円	備考	
通常払込 料金加入 者負担	7	特定非営利活動法人 トレス												
日		附		印										

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その個所に訂正印を押してください。

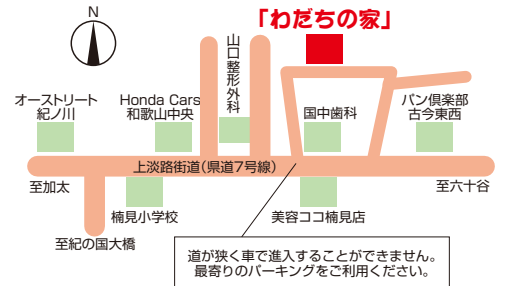
切り取りはじめてお出しください。

通常払込料金 加入者負担	千	百	十	万	千	百	十	円	備考
金額	8	1	5	1	2	3	7	0	
料	金	特定非営利活動法人 トレス							
金額	8	この度はご寄付を賜りありがとうございます。今後とも当法人へのご協力(賛同)とご支援を賜りますようお願い申し上げます。尚、払込受領証をもって領収書に代えさせていただきます。							
日		附		印					
加入者名	通信欄								依頼人
口座番号	大阪 009707								(郵便番号)
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号大第44688号)									
これより下部には何も記入しないでください。									

当法人は「誰もがリカバリー出来る社会づくり」の理念のもと活動いたしております。活動へのご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

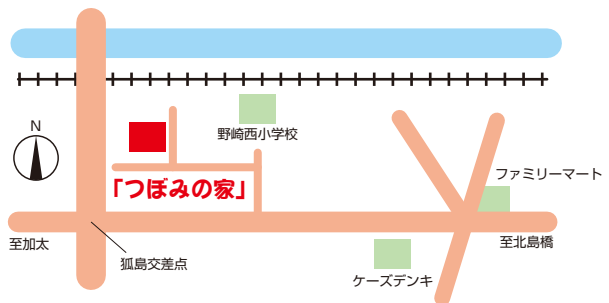
自立援助ホーム 「わだちの家」

〒640-8471 和歌山市善明寺13番地
TEL・FAX. 073-419-0888
E-mail wadachinoie@yahoo.co.jp



自立援助ホーム 「つぼみの家」

〒640-8412 和歌山市狐島615-185
TEL・FAX. 073-496-4364
E-mail wadachinoie@yahoo.co.jp



特定非営利活動法人 トレス (ソーシャル・サポート・スクール)

特定非営利活動法人トレスは、活動の基本を

「安全 : safety」「迅速 : swift」「奉仕 : service」におき、

会員は「誰もがリカバリー出来る社会づくり」を

共通の理想としています。

また、会員相互の啓発と交流をはかり、

地域の社会資源と連携することで、社会の

能動的形成者を育成し、もって地域社会の

発展に貢献することを目的としています。



自立援助ホーム
「わだちの家」

自立援助ホーム
「つぼみの家」

沿革と体制

「わだちの家」 男子ホーム

定員：男子 6名
スタッフ：施設長 1名
援助職員 4名
(内1名は施設長)



平成20年4月 県内初の自立援助ホームとして、わだちの家を開設。
定員は男女6名。

平成23年4月 わだちの家を現在の和歌山市善明寺に移転。
実質的に男子ホームとして運用を始める。

さらに和歌山県より委託を受けて 児童養護施設等を退所予定の児童へ自立生活支援のために生活技術講習(SST)やインターンシップを行ったり、退所した児童へのアフターケア事業を行う。

「つぼみの家」 女子ホーム

定員：女子 5名
スタッフ：ホーム長 1名
援助職員 4名
(内1名はホーム長)



平成26年5月 和歌山市狐島に女子専用の自立援助ホームとして開設。

運営主体

特定非営利活動法人 トレス

〒640-8471 和歌山市善明寺13番地
TEL/FAX.073-419-0888
理事長 川口 充 紀
http://www.geocities.jp/npo_tres/

どんな事業をしているの

自立援助ホームでは、様々な事情で家庭に居られなくなり、自立を目指さねばならない義務教育修了後20歳未満の子どもたちに生活の場を提供し、暮らしのサポートをしています。家庭に近い環境で、就労の支援や相談にのり、社会の荒波に立ち向かっていけるように、子どもたちの成長を側面から応援しています。

どんな子どもたちを迎えるの

- 自らの意志で自立援助ホームへの入所を望んでいる。
- 様々な事情で家庭に居場所がない、または帰る家庭がない。
- 義務教育を終えて就労を希望している。



つぼみの家

自立援助ホームでの支援の流れ

1 入所の相談にのります

直接、自立援助ホームに連絡していただいても構いませんが、児童相談所を通じて利用いただけます。ご要望があれば、事前の相談や見学もしていただけます。

2 入所者の意志を確認します

自分の意志で入所を希望していることが重要です。

3 入所の契約をします

ホームが大切にしているルールについて説明を受け、守ることを約束してもらいます。

4 ホームでの生活

- ・仕事を探し、働いて寮費を納めます。
- ・将来のために、給料の中から毎月貯金します。
- ・困ったことや悩みがあれば、スタッフが相談にのります。

5 巣立ち

社会に出て自立していく準備ができたなら、相談のうえでホームを退所します。もちろん、退所後も相談にのったり、いろいろな支援をしていきます。



わだちの家



自立援助ホームの生活で大切にしていること

- ・社会的に自立するために、原則として就労してもらいます。
- ・バイトをしながら、定時制高校や通信制高校などに通うこともあります。
- ・将来のために、計画的なお金の使い方を学びます。
- ・自分のことは自分で決め、きちんと自分で責任をとれるようになります。

自立援助ホームのルール

1. 働いて、寮費を支払い、貯金します。
2. 社会のルールを守り、ご近所やいっしょに暮らす人達に迷惑はかけません。
3. 毎月1回、必ずスタッフと話し合い、自立のための目標や決めごとをします。

印

収入印紙
5万円以上
貼付

(ご注意)
この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはつきりと記入してください。枠内また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の海外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこる、おなまえ等は、加入者様に通知されず。
この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。